

令和7年度における独立行政法人日本学術振興会の障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針

独立行政法人日本学術振興会

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における独立行政法人日本学術振興会の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

独立行政法人日本学術振興会においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、独立行政法人日本学術振興会に適用する。

なお、総務部会計課は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人日本学術振興会契約規則第20条第9項を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

総務部会計課は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を文部科学省を通じて厚生労働大臣に通知するとともに、法第7条第1項の規定に基づき、その実績を独立行政法人日本学術振興会ホームページに公表する。